

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第76回理事会(EB#76)概要報告

2013年 11月09日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2013年 11月04日 (月) - 11月08日 (金), 11月12日(火) Q&A Session (予定)

場 所 ポーランド・ワルシャワ Expo XXI 会議センター

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Laksmi D. (インドネシア)*	Hussein B. (ヨルダン)
中南米 LACRB	Antonio H. (メキシコ)	Eduardo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Victor K. (コンゴ)	Ahosane K. (コートジボアール)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グレナダ: 副議長)	Amjad B. (モルジブ)
(途上国)	Duan M. (中国)	Qasi K. (バングラデシュ)
Non-An.1	Miguez J. (ブラジル)	Washington Z. (ジンバブエ)
移行国 EIT	Diana H. (アルメニア)	Natalia K. (ウクライナ)
西欧 WEOG	Peer S. (ノルウェー: 議長)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Martin C. (EU/ドイツ)	Christopher F. (オーストラリア)
Annex-1	Lambert S. (EU/ドイツ)	戒能 一成 (日本)

(斜体は欠席)

2. 運営管理 (議題2.1~2.5)

2-1. CDM 2014年事業計画 (CDM-MAP 2014) (会議後 Annex-1)

- 1) 背景 - 定例の年次事業計画, 2014年の事業予算・人員配分を決定。
 - 第2約束期間となってから初の事業計画, CDMを巡る状況悪化への対応が論点。
- 2) 結果 - 採択
 - 2014予算は対前年予算比▲15%, 対決算比▲6% の緊縮予算として可決。
- 3) 議論 - 事業登録収入などの減少を受け、如何に予算を重点化するかを巡り激論。
 - 当初事務局案では対前年予算比▲9%, 対決算比▲1%の「実質前年度並予算」であったが、多数の理事から異論が出、更なる削減と重点化につき長時間議論。
 - 個別案件では RCC(地域協力センター), 標準化ベースラインなどへの予算配分が議論となり、関連予算の削減の結果原案から▲5%程度の追加削減となった。

2-2. RCC活動状況 (会議前 Annex-5)

- 1) 背景 - 2013年MAPでは RCC 5ヶ所の設置・運営を予定。
- 2) 結果 - 4ヶ所(ロメ・カンパラ・セントジョージ・ボゴダ)は事業運営開始報告を了承。
アジア大洋州の 1ヶ所については継続検討。
- 3) 議論 - アジア大洋州についてはマニラを予定していたが、支援機関の問題上からバンコクへの計画変更を視野に再検討する旨事務局から報告有。当該問題を受け、上記MAPの議論においてアジア太平洋分の予算を削減、白地で再議論に。

3. 個別案件 (議題3.1~3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

- 2) 結果 - 1件の新規信認を了承(E-0064 "BRTUV")。
 - 1件の再信認を了承。(CEPREI)

- 4件の 6ヶ月の信認暫定延長を了承。(JACO,AENOR,ICONTEC,PJRCES)
- 5件の通常検査(ROSA), 7件の業務検査(PA)の完了を了承。
- 1件の業務検査(PA)の否定的結果を了承 (SIRIM), PAの再実施を決定。
- 3) 議論 - 上記新規信認において、審査中にBRTUVから事業分野(Scope)を一部返上する旨の要請有。本来は事業分野変更は再申請を要するが、審査中の返上という特殊性に基づき原申請に基づく審査を継続する(=申請料再納付免除)旨決定。
- 5) 注記 - 信認基準は前理事会(EB#75)で改訂されており対応を要する旨注意ありたい。

3-2. 登録 Registration

- 1) 背景 - 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
- 2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 2事業を登録, 以下 1事業を拒絶。
 - ・#9438 GRS 30MW CHP発電 (ナイジェリア) 拒絶 CCheck ×

3-3. 発行 Issuance (今回EBでは該当案件なし)

4. 制度改正(1) / 事業基準・方法論 (議題4.1)

4-1. 大規模方法論改訂関連

- 2) 結果 - 以下の新規方法論・既存方法論改訂を採択
 - (新規) - AM0113 家庭への蛍光灯・LED配布 (会議後Annex-4)
 - (改訂) - AM0009 油田放散・焼却ガス回収利用 (会議後Annex-5
 - AM0086 エネルギー不使用浄水設備 6
 - ACM0001 埋立処分場ガス回収利用 7
 - ACM0003 セメント・石灰製造燃料転換 8
 - ACM0018 バイオマス専焼発電事業 会議後Annex-9)

4-2. 標準化ベースライン関係

(SB-0004 カンボジア精米エネルギー転換標準化ベースライン) (会議後Annex-3)

- 1) 背景 - (会議前 Annex-6 経緯部分参照, 3つ目の標準化ベースライン)
- 2) 結果 - 採択
- 3) 議論 - 事実関係の照会のみで特段の議論なく採択。そもそも事業規模が小規模で LDC での事業であるためか反対意見なし。

(標準化ベースライン策定支援データベース構築) (会議前Annex-6)

- 1) 背景 - 2013年MAP事業
- 2) 結果 - 保留とし 2014年MAP の予算配分下で再検討する旨決定。
- 3) 議論 - 事務局から発電・セメントの 2分野を対象とする技術データベースの構築提案があったが、実需が不確実であるなど反対意見が続出、再検討を指示。

4-3. 計測不確実性ガイドライン (会議前Annex-8)

- 1) 背景 - (会議前 Annex-8 経緯部分参照)
- 2) 結果 - 却下、方法論パネルに再検討を指示。
- 3) 議論 - 30万tCO₂の閾値の妥当性や適用基準, 既存大規模方法論上の基準との関係整理などにつき意見が多数あり、方法論パネルに再検討を依頼。

4-4. CCS(炭素隔離貯留)関連規定整備 (会議前Annex-9)

- 1) 背景 - (会議前 Annex-9 経緯部分参照)
- 2) 結果 - 継続検討

- 3) 議論 - 飲料水貯蔵地層での事業実施の可否, 受入国の関連法規指定の要否について理事の見解が分かれ再検討とした。

4-5. 小規模方法論改訂関連

(CDM方法論へのコンピュータシミュレーションツール開発) (議題Annotation para35)

- 2) 結果 - 却下、小規模WGへ再検討を指示。
3) 議論 - ビルの省エネシミュレーションの妥当性判定ツールとしてならば理解できるが、一般化する意図が不明朗で、将来的な需要も不詳との批判多く差戻し。

(節水に伴う排出削減算定ツール開発) (議題Annotation para36)

- 2) 結果 - 却下、小規模WGへ再検討を指示。
3) 議論 - そもそも上水処理関係は 10事業しかないため、将来的な需要も不詳であるとの批判多く差戻し。

(化石燃料の燃料転換方法論(AMS-III.B)改訂) (議題Annotation para39)

- 2) 結果 - 却下、小規模WGへ再検討を指示。
3) 議論 - 原案では転換対象の化石燃料の適用を過度に制限し、石炭の炭種転換や原油からの転換などを排除するなど不適切な改訂内容となっていたため差戻し。

5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2)

5-1. 加盟国 DNAからの事業承認撤回手続 (会議後Annex-11)

- 1) 背景 - (過去の EBでの継続検討案件, DNA事業承認が撤回された場合の手続整備)
2) 結果 - 採択
3) 議論 - DNAからの撤回状の必要要件, 期日無指定の場合の処理などを規定
- 撤回状の真正性の確認, 事業者への通知について原案を一部修正し採択
5) 注記 - 当該撤回状手続の整備については、締約国会議(CMP)、特にアフリカなど一部途上国からの強い要請に基づくものであり、事業者が事業を開始しない・国内法規やDNAの指導に従わないなどの悪質な事例の場合の処分を規定したもの。

6. 制度改正(3) / 政策論 (議題4.3)

6-1. 埋立事業での重畳事業の実施の可否 (議題Annotation para29) **重要**

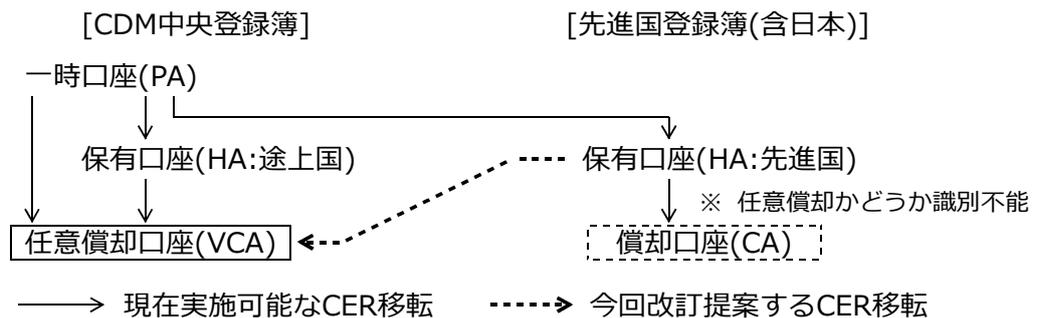
- 1) 背景 - 方法論パネル照会案件。一旦メタン回収CDM事業が行われ事業期間が終わった埋立処分場の上部に新たに埋立処分場が作られる場合、当該上部の埋立処分場でメタン回収CDM事業を新たに実施可能か否かを議論。
- 方法論パネルの見解は、設備が分離されているなどの条件を満たせば「可」。
2) 結果 - 締約国会議(CMP)に意見照会を行う旨決定。
3) 議論 - 現行のCDM規約(Modality & Procedure)では、事業期間(10年 or 7年x3回)が終了した後の問題については何も記述がないため、意見照会が必要と合意。
- 事業期間が終了した場合、通常は前のCDM事業の事業範囲(Boundary)は消滅し、前の事業は新しい事業のベースラインとなると解するのが自然。埋立処分場の新設は途上国でも困難であり、当該問題の実需は大きいと思料。
- ところが、同一場所で類似事業を行うことを認めた場合、何の追加性もない前事業の単純延長を事実上認めることになってしまう点を懸念する反対意見あり。
- CDM規約に、同一場所で類似事業を行う場合、前の事業は後の事業のベースラインとし、後の事業では前の事業に係る排出削減をクレジット対象とできないことを与件とする旨明記する等の措置で当該問題は解決すると考えられる。
- これが否定されてしまうと、例えば一旦 CDM事業として新設した発電所は、C

DM事業で改修することが永久的に禁止される等、不合理な前例となる懸念大。

4) 対応 - 締約国会議(CMP)に意見照会されるため対処ありたい。

6-2. 任意償却(Voluntary Cancellation)に伴う登録簿規約改訂 (議題An. para12) **重要**

- 1) 背景 - CERの任意償却制度整備の一環として、登録簿(Registry)制度の改正を提案。
 - 現状では、CDM中央登録簿内での任意償却は可能であるが、先進国(Annex-1)登録簿から CDM中央登録簿への任意償却目的の移転が認められておらず、また先進国内での償却は可能であるが、当該償却についての情報は秘匿され識別できないため任意償却であったか否かが解らない状況にある。
 - 従って、任意償却の大部分を占めると考えられる先進国からの任意償却が事実上制限されている状況にある。



- 2) 結果 - 締約国会議(CMP)に上記移転を認めるよう登録簿規約改訂を提案。
- 3) 議論 - 先進国の償却口座から再移転するよう措置すべきとの少数意見あり。
- 4) 対応 - 当該改訂により日本からの任意償却も可となるため、支持すべきと思慮。

6-3. キプロス(南)の Annex-1国化に伴う登録料の払戻し (資料なし)

- 1) 背景 - キプロス(南)が京都議定書Annex-1国となったため、CDM実施資格が消滅。
 - 同国の既存CDM事業のうち、登録料を支払ったがそれに見合う CER発行を受けていない事業者から登録料を部分的に払戻しするよう請願有。
- 2) 結果 - 払戻しを了承

6-4. 不可抗力でEU-ETS利用対象期限に間に合わなかった事業の救済措置 (資料なし)

- 1) 背景 - EU-ETSでは第1約束期間に利用できるCERは 2012年12月末迄に登録完了した事業からのCERのみと規定。CDM規約では登録料が国連口座で受領されないと登録完了とならないが、12月末迄に払込を実施したのに銀行処理の遅延などで国連口座の受領が年内に完了しなかった事業者が多数発生し、救済を請願。
- 2) 結果 - 12月末迄に払込を実施していれば登録完了とみなす旨の特例救済措置を了承

6-5. E+/E-政策と追加性の関係についての再検討(5) (EB#75 Annex-16)

- 1) 背景 - EB#72 からの継続検討課題。(E- 政策についてはEB#73会議録参照)
- 2) 結果 - 継続検討
- 3) 議論 - 議論の大勢は、E- 政策導入から一定期間(7年間)は補助金等の投資分析への不反映を認め、途上国の E-政策の導入動機を減殺しないよう配慮する方向。
 - 問題は、当該一定期間内に開始した事業について投資分析上 7年間のみ不反映とするか、投資分析の全期間(~21年)について不反映とするか(資料中 Option A vs B) に論点が収斂。

次回理事会(EB#77) 2014年 2月17日～ 2月21日, ドイツ・ボンにて開催予定